

社会福祉法人すこやか福祉会

介護職員等特定処遇改善加算について

◆ 介護職員等特定処遇改善加算とは

介護職員の処遇改善については、平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまでに数次の取り組みを行っておりますが、「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める」とされ、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当該加算算定のためには下記要件を満たしている必要があります。

★算定要件

* 職場環境等要件

「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」の区分ごとに1以上の取組を行うこと

* 介護福祉士配置要件

サービス提供体制強化加算の最も上位の区分を算定していること

* 処遇改善加算要件

処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること

* 見える化要件

特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること

◆ 職場環境要件について

当法人の取組状況を下記に示します。

資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む) ・その他(事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築)
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 ・その他(ストレスチェック制度の導入)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・非正規職員から正規職員への転換